

## 令和2年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和2年10月6日（火） 午後6時00分～午後8時00分

場 所：オンラインによる会議（国分寺市立c o c o b u n j i プラザ リオンホールA）

### 【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長） （識見を有する者）  
伊佐 素子（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）  
柴田 洋彌 （市内の障害者団体の代表者）  
中嶋 正勝 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）  
松友 了 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）  
青柳 忠義 （障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）  
宮田 萬利子 （民生委員の代表者）  
宮崎 卓矢 （特別支援学校の教員）  
中西 紀子 （識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

### 【アドバイザー】

長畑 達也 社会福祉法人 至誠学舎立川 国分寺地域包括支援センターもとまち

### 【事務局】

福祉部長（横川）  
子ども家庭部 子育て相談室長（坂本）  
教育部 学校指導課統括指導主事（大島）  
福祉部 障害福祉課長（石丸）  
福祉部 障害者福祉課計画係長（寒河江）  
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）  
福祉部 障害福祉課生活支援係長（鈴木）  
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）  
福祉部 障害福祉課計画係（奥津）

## 【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
  - 1) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関すること（諮問第2号）について
  - 2) 国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること（諮問第1号）について
- 3 その他
- 4 閉会

## 【資料一覧】

### ◆事前配付

資料1 答申書（案）

資料2 第4次国分寺市障害者計画 ・ 第4次国分寺市障害者計画実施計画 ・  
第6期国分寺市障害福祉計画 ・ 第2期国分寺市障害児福祉計画（案）

資料3 取組の方向性（案）

チラシ 国分寺障害者施設お仕事ネットワーク「秋のSweets & Hand Made Fair」

## 【Web会議システムの動作確認】

Web会議システムの利用に当たり、出席委員の音声は即時に他の全ての委員に伝わり、委員全員が実際に一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで、Web会議システムにより、上記状況を保ち、会議を進めております。

## 【開会】

大塚会長：令和2年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日はWeb会議システムを利用しての会議開催となります。事務局より会議成立の確認、資料の確認と進行上の注意点についてお願いいたします。

事務局：会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、会議については、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立するということになっております。本日は、全員の委員に御出席いただいておりますので、会議成立となります。

事務局：資料の確認と進行上の注意点等について、説明をさせていただきます。それでは、資料の確認から行います。事前に送付している配布資料をお手元に御準備ください。

「令和2年度 第3回国分寺市障害者施策推進協議会 次第」、資料1「答申書（案）」、資料2「第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画（案）」、資料3「取組の方向性（案）」、チラシ「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク 秋のSweets&Hand Made Fair」、資料は以上でございます。

次に協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。

当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様の御発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきます。御了承くださいますようお願いいたします。

今回、Web会議システムを用いての開催になりますが、大塚会長と事務局以外は、発言するとき以外ミュート設定をしていただきますようお願いいたします。

なお、御発言の際には挙手していただき、会長より指名がございましたら、画面の「マイク」のミュート設定を解除の上、氏名を述べていただき、その後、ゆっくり、はっきりと御発言をお願いいたします。御発言後には、再度「マイク」のミュート設定をお願いいたします。事務局からの確認は以上でございます。

大塚会長：皆様のお手元にあります次第に沿って進めてまいります。次第の2、審議事項1）国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関する事について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：審議事項の諮問第1号「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関する事」につきまして、前回の本協議会で、令和元年度の実績をお示しさせていただきました。

本日は、資料1の答申（案）について、全体の構成から説明をさせていただきます。

1の「はじめに」につきましては、現状を踏まえ、障害者施策の計画的な推進と共に、次期計

画の策定を見据えた取組が期待されるとさせていただいております。

2の「進行管理及び全体評価について」では、障害者計画の実施計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の実績に関して、全体的な評価を説明しております。

令和元年度の障害者計画実施計画及び障害福祉計画の実績について、全体的には「目標どおり進行している」と評価をさせていただき、一部の「やや取組が遅れている」事業につきましては、引き続き、目標達成に向けた取組を求める形とさせていただいております。

3の「障害者計画実施計画重点事業別実績評価について」では、7つの重点事業ごとに評価する形とさせていただいております。

4の「障害福祉計画等成果目標別実績評価について」では、障害福祉計画、障害児福祉計画に設定されている5つの成果目標ごとに評価をまとめさせていただいております。

最後に5の「今後に向けて」は、全体の結びとしてまとめさせていただいているという構成になっております。

それでは、3の「障害者計画実施計画重点事業別実績評価について」にお戻りいただきまして、重点事業ごとに説明をさせていただきます。

重点事業1につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響への懸念について触れ、障害に対する理解促進や障害者就労施設等の販売促進、権利擁護の推進などの事業展開について検討を求める形としております。

重点事業2につきましては、福祉の総合的な相談支援や指導検査部署による実地指導の開始について評価し、相談件数については1件にかかる時間の増大や内容の重さまで加味できるものではありませんが、周知を求める形とさせていただきました。

重点事業3につきましては、サポート教室や巡回型の特別支援教室の設置により、市内小中学校で障害に応じた教育を受けるための体制整備が進んでいることを評価した上で、利用が増えていない事業については、周知方法や事業内容の見直しの検討を進め、施設の機能なども意識した防災対策の推進を求める形とさせていただいております。

重点事業4につきましては、大きな変化が無いところで、統合保育事業についても着実に進んではおりますが、柴田委員から御意見をいただきましたように「スピード感を持った取組を求める形とさせていただきました。

重点事業5につきましては、一般就労・福祉的就労支援の充実、農福連携や関係機関の連携強化が図られたことを評価し、引き続き就労支援施策の推進及び地域の雇用創出を積極的に進めることを求める形とさせていただいております。

重点事業6につきましては、重点事業4の再掲事業となっておりますので、大きな変化は無く、引き続き連携強化を求める形とさせていただいております。

重点事業7につきましては、昨年度の答申で求められていた現場を支える仕組みの1つとして、保育園とつくしんぼとの連携により、研修の推進が図られていることをあげ、人材確保への取組を求める形とさせていただきましたが、現場を支える仕組みの部分についてもう少し追記した方が良い気がしておりますので、御意見を頂戴できれば有難いです。

次に、4の「障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標別実績評価について」でございます。

成果目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」につきましては、受け皿となるグループ

ホームの整備は進んでいるものの、施設入所者数が増えている点を指摘し、引き続き施設入所者の意思を尊重しつつ状況を把握し、地域移行を進めることを求める形としております。

成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、昨年度の答申で求められていたとおり、地域自立支援協議会の精神保健福祉部会を協議の場と位置づけましたので、今後はこれを活用し支援体制の構築に向けた検討を求める形としております。

成果目標3「地域生活支援拠点等の整備」につきましても昨年度の答申で求められた地域資源であるサービス提供事業所との連携体制の構築について、市内の相談支援事業所を拠点機能の一部として位置づけ、連携が強化されたことをあげ、今後の取り組みの継続を求める形としております。

成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、全ての目標数値を上回っているため、今後も個々の能力や適性にに応じて働くことができるよう、関係機関と連携して取り組みを継続することを求める形としております。

成果目標5「障害児支援の提供体制の整備等」につきましては、保育所等訪問支援や重症心身障害児への支援を提供する事業所が開設されるなど、ハード面の充実をあげ、今後は医療的ケア児支援の協議の場を設置するなどの専門的な支援体制の強化にも取り組むことを求める形としております。

最後に5の「今後に向けて」につきましては、2点にまとめております。

1つ目は、次期の計画策定に当たっては、本答申を踏まえアンケート調査などにより把握されたニーズが見込み量の算定等に反映するよう努めてしてほしいとしております。

2つ目は、計画の推進に当たっては、地域自立支援協議会で共有された地域課題について、関係機関と連携を図りながら課題の解決に取り組んでほしいとしております。

私からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大塚会長：最初の重点事業が7までありますけれども、そのところで御意見がある方はどうぞ。また、新たに御質問がある方はお願いいたします。

中西委員さん、どうぞ。

中西委員：3ページの重点事業2の最後のところです。「今後はより一層の周知に努められたい」となっているのですが、これは結構周知はしていたのではないかと思うので、「今後も」という形のほうがいいのではないかという意見です。

事務局：はい、ありがとうございます。

中西委員：あと、その下の重点事業3のところの2行目の「通常の学級に在籍する児童・生徒への強化指導」と書いてありますが、これで合っているのですか。ここで「強化指導」というのはすごい違和感がある言葉だったりするので、誤植か何かかと思ったのですが。

事務局：こちらについては誤植になります。「教科指導」ということになります。学校の国語や算数や理科などの「教科」の漢字になります。

中西委員：わかりました。納得しました。

大塚会長：ほかには、いかがですか。

それでは、重点施策の次、5ページの4「障害福祉計画等成果目標別実績評価」ということで、これについても幾つかございますので、ここから最後「今後に向けて」までも含めて、もし御意

見があれば、いかがでしょうか。

柴田委員：5ページの(1)の入所者の地域生活への移行のところですか。これは、文章としてはこれでいいんだろうと思うんですけども、やはりそのことが進まないなというように思うのです。

それで、この地域移行ということの考え方として、例えば国分寺からどこか離れた他県の施設に入った方がその地域をどう考えるかがあるのです。

私の経験からいくと、初めのうちは出身地に戻りたいという気持ちが御本人も強いんですけども、何年も過ぎていくと、その地域になじんで、そちらの地域に新しい知り合いとかができて、地域移行となると、例えば出身地のグループホームへ戻るというよりも、今住んでいる施設の近くのグループホームのほうが望まれるという傾向があるように思います。そういう視点で、国分寺市の福祉のほうから各地の施設にお伺いしたときに、御本人の意思とかは確認されてこられたんでしょうか。

事務局：施設入所されている方で他県の方に関しては、3年に1度、障害支援区分認定調査で職員が御本人と会ってお話を伺うような機会を持っています。

その際に、御本人の近況の様子をお伺いすると同時に、困っていることはないのかということと、地域移行というとなかなか言葉は難しいですけども、今後のことについて、一度施設を出て戻られる気持ちはありますかというのは必ず聞くようにしています。

大塚会長：はい。柴田委員さん、どうぞ。

柴田委員：戻るというのは、出身地である国分寺へ戻るという意味で聞かれているのですか。

事務局：いえ、それも含めて。おっしゃっていただいたように、その施設、その地域でなじみのあるグループホームに移られるという方も実際にいらっしゃいますので、それを含めて、今後、施設にこのままで大丈夫なのか、ほかの道を考えておられるのかというのは聞くようにしています。

柴田委員：同時に、施設の側にそういう地域移行の支援をどうしているかも聞いておられるんですね。

事務局：それも、施設の方にも同時に調査でお話をお伺いするので聞いています。

柴田委員：そうですか。分かりました。

大塚会長：ほかには、いかがでしょうか。

柴田さん、どうぞ。

柴田委員：今、入所者への訪問は3年に1回と言われたんですか。

事務局：3年に1回です。

柴田委員：そうですか。3年に1回となると、何か大変だろうけれどちょっと少ないように思いますよね。せめて1年に1回とか、地方に行っている方と顔見知りになったりすることも必要でしょうし、その辺は改善の余地があるように思われます。この文章は別に問題ないんですが、今後の問題として考えてもらえれば。

事務局：はい、ありがとうございます。

大塚会長：御意見としてということですね。

よろしいでしょうか。

それでは、最終的には事務局で直して、答申書へ皆さんの御意見を載せるということによろしいでしょうか。

事務局：ありがとうございます。誤字等の軽微な修正かと思しますので、あとは事務局と会長、副会長

預かりにさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

大塚会長：よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして審議事項の2「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の策定に関すること」、これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局：資料2の計画（案）のほうをお手元に御準備ください。先に、配付資料の内容に誤りがあったため、訂正させていただきます。

まず、13 ページをおめくりいただいて、こちらの中段、「保健・医療」という分野のところの下から2行目に「これらのことから、教育・保健・福祉・医療の分野を越えた他機関の情報交流」と記載させていただいておりますが、こちらの「他機関」は、「他」という漢字ではなくて「多い」という漢字になりますので、そここのところを御修正お願いいたします。

あともう1点ございまして、19 ページ。こちらに施策体系一覧のほうを掲載させていただいているのですが、一番下の基本目標5「自立を支援する人づくり」、こちらの1「人材の養成と確保」の中にある（3）番が「ボランティア活動の育成・強化」になっているのですが、正しくは、「（3）障害当事者・家族への支援」となりますので、こちらも御修正のほどお願いいたします。

それでは、内容に移らせていただきます。

まず全体の構成から御説明させていただきます。3 ページ、目次を御覧ください。

第1章「計画策定に当たって」では計画策定の趣旨や計画の期間などを記載しております。

第2章「障害のある人の現状と課題」では、障害のある人の人口や、市民アンケート、事業所、団体等からのヒアリング結果を踏まえた現状と課題をまとめています。

第3章「計画の基本的な考え方」では、障害者計画の基本理念、基本目標、施策体系を入れさせていただきます。

第4章「第4次障害者計画実施計画」、こちらは、第3章で掲げた基本理念、目標に向けてどのように取組を進めていくかをまとめております。

第5章「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」では、国の指針に基づき成果目標を定め、その達成に向け活動指標やサービスの見込み量などを定めております。

第6章「計画の推進」は現在検討中となりますが、本計画を進めるに当たってどのような体制で進めていくかを記載予定となっております。また、資料編については、今回の計画の策定に当たっての経過や用語解説等の掲載を考えております。

それでは、実際に中身に入っていきます。5 ページ「計画策定の趣旨」になりますが、障害者計画の策定経過から、前回の計画策定以降の障害福祉制度の流れ等を踏まえ、本計画を策定する旨を記載しております。

6 ページ「計画の位置づけ」は、障害者計画、障害者計画実施計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の4計画を一体的に策定し、他計画と整合・連携を図りながら策定していくことを記載しております。

7 ページは計画の期間として、障害者計画が令和3年度から8年度の6年間、障害者計画実施計画と障害福祉計画、障害児福祉計画がそれぞれ3年間の計画期間となります。策定体制については、本協議会を主たる検討組織として、アンケート調査等を踏まえ、地域自立支援協議会との

連携を図りながら策定をしているということを記載しております。

続いて、9から10ページ。こちらに関しては、国分寺市の障害のある人を取り巻く現状として、人口について掲載し、障害のある人の人口については、精神障害、精神通院の方を中心に増えることが見込まれております。

また、障害福祉サービス利用者を年齢区分、障害支援区分別で掲載予定となっております。

続いて、12ページ「今後の施策推進にあたっての課題」、(1)「前回計画の振り返り」については、第1回の施策推進協議会にも提示した資料と同じ内容のものになります。こちらは、前回は説明をしたとおり、過去の答申等を参考に作成しているような状況になります。

13から15ページ「各分野の現状と課題について」も、第1回の施策推進協議会で示した市民アンケートの調査結果と、第2回の施策推進協議会で示した事業者、地域自立支援協議会、障害福祉団体の意見をまとめたものを記載しています。

続いて、17ページ「基本理念」、こちらについては、今までの協議会で意見を頂戴しているところですが、理念の説明内容については、前回の協議会で中西委員や柴田委員から、支援をする側と受ける側という表現は適切ではないという御意見をいただいていたため、会長預かりとして修正させていただきました。

本資料の掲載は間に合わず「検討中」となっておりますが、口頭で理念の説明をお伝えさせていただきます。誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる共生社会を目指します。そのためには、多様性を認め合い、お互いに支え合う意識を持つことが重要となります。

また、共生社会の実現に向け、誰もが自らの決定に基づき社会に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる環境の整備が求められています。「第4次国分寺市障害者計画」においては、だれもがお互いを尊重し支え合い、障害とともに自分らしく生き生きと暮らせるまちを基本理念として、全ての市民が、障害について一層の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず自立して自分らしく生きていけるよう、各分野と連携のもと、共生社会の実現に向け多様な支援ができる体制を市民とともに推進します。

本理念は、国連で2030年までの世界共通の目標として掲げる、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するというSDGsに資するものです。

この説明内容でまとめさせていただきました。

修正点としては、「支援を提供する側、受ける側」という一文を削らせていただいて、「誰もが自らの決定に基づき社会に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる環境の整備が求められています」という一文を加えさせていただきます。

17ページ下段の「基本目標」については、先ほど説明した基本理念を達成するに当たっての目標設定となります。18ページでは、各目標の説明をそれぞれ記載しているような形になります。

19ページは「施策の体系」を掲載しております。先ほど説明した基本目標の達成に当たり、分野ごとに施策の方向をまとめております。

21ページの「実施計画の位置づけ」では、障害者計画の理念、目標に基づき具体的な取組を定めるものとして記載しております。

次に、「具体的施策」として、施策の体系で示した施策の方向ごとに目標達成に向けた取組の



方向性と各重点事業を掲載しております。また、施策の方向によっては障害福祉計画の成果目標と関連するところもございますので、その場合には関連事業として位置づけております。

取組の方向性については別資料となりますが、資料3の「取組の方向性（案）」を御覧ください。この資料は、施策の方向ごとに取組の方向性をまとめたものでございます。どのように事業の実施を進め目標の達成に結びつけるのかをわかりやすいよう、基本目標から取組の方向性まで一覧でお示ししたものになります。

資料2の計画案に戻っていただき、21 ページから、先ほどの取組の方向性に沿って、施策の方向として重点的に進める事業を重点事業として掲載しております。目標数値等は、計画の評価がわかりやすいように数値目標を中心に掲げているものになります。

ただし、施策の方向から必要事業と考えられるもので数値目標を立てることが難しい事業については、目標数値を継続や文章でお示ししております。

なお、現時点で指標や目標数値を調整している事業については「検討中」とさせていただいております。

実際に、重点事業等の説明について、施策の方向「相談支援体制の充実」から順に、御説明させていただきます。重点事業の①「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」で包括的支援体制を構築しつつ、重点事業②、③、④において地域で相談できる体制を併せて整備します。

また、22 ページの一番下に、関連事業として「障害福祉計画」の成果目標（6）「相談支援体制の充実・強化等」を掲載しており、詳しくは54 ページに説明の記載がございますが、相談支援事業者への指導・助言等により相談支援体制の強化を図っていくものとなります。

23 ページの（2）「関係機関ネットワークの充実」については、重点事業それぞれの関係機関のネットワークのさらなる充実を図るとともに、障害福祉団体からも御意見がございました高次脳機能障害や発達障害など、障害種別に対する支援を確保するために、24 ページに記載のある重点事業の④、⑤をそれぞれ位置づけ、障害に応じた連携体制を推進していきます。

（3）「サービスの質の向上」については、指導検査や事業者に対する研修といった重点事業のほか、関連事業として、障害福祉計画の成果目標、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を位置づける予定です。

続いて25 ページの2「保健・医療の推進」の（1）「障害の早期発見・早期支援」については、重点事業①、②を通して、取組の方向性に掲げている、乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して障害の早期発見・早期支援を図ります。

そして、重点事業③を通して、保護者の障害に対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制の強化・拡充を図っていきます。

26 ページの（2）「障害のある人の健康の維持・増進」については、各重点事業を通して取組を進めていきます。

27 ページの基本目標2の分野「教育・文化芸術活動・スポーツ」の（1）「療育・教育の充実」について、重点事業②「障害児保育事業」と③「障害児学童保育事業」については、現行計画の総合保育事業と学童保育所の保育から、事業名称と指標名称を修正させていただいており、これは今年度が計画期間開始となる子どもの分野の計画において位置づけている事業と整合性を図ったものとなります。さらに、各重点事業と併せて、関連事業「障害児福祉計画」の成果目標

(5) 障害児支援を位置づけ、障害児支援の提供体制を整備していきます。

(2) 「生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進」については、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律や読書バリアフリー法などの施行も踏まえつつ、各重点事業により幅広い活動を支援できる体制を整備していきます。

30 ページの基本目標3「自分らしい働きかたへの支援」、分野「雇用・就業」、(1)「一般就労支援の充実」について、重点事業①から③を掲げておりますが、こちらに加えて、関連事業として障害福祉計画の成果目標(4)「福祉施設から一般就労への移行等」で示している就労移行や就労定着のサービスを活用しつつ、一般企業への障害者の雇用と定着を図っていきます。

31 ページの「福祉的就労の充実」について、重点事業において障害者就労施設の販路拡大や市の優先調達を推進していくことにより、福祉的就労の場の確保、工賃の向上につなげていきます。

32 ページ、基本目標4「共に生きる地域社会づくり」、分野「情報アクセシビリティ」、(1)「情報提供体制の充実」の重点事業①「障害福祉ガイドブックの作成」について、作成だけではなく周知等もわかりやすくするように努めていきます。また、重点事業②において、市ホームページのアクセシビリティの向上に努めます。

(2)「意思疎通支援の充実」については、聴覚障害の意思疎通の確保のために、重点事業①、②のとおり、手話通訳者の配置や手話のできる市民を育成していきます。

34 ページ、分野「生活環境」、(1)「移動しやすい環境の整備」について、重点事業①「福祉有償移送事業所への支援」を通して移動サービスを充実させ、障害のある方の社会参加を支援します。また、バリアフリー基本構想策定後の基本構想に基づいたバリアフリーの推進や、鉄道会社と連携した駅のホームドアの設置に向け取組を進めていきます。

分野「安全・安心」、(1)「防災対策の推進」については、重点事業①「避難行動要支援者の支援」により、障害のある人は、避難行動要支援者と家族だけではなく、地域住民と連携して、災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図っていきます。また、重点事業②、③を通して、障害のある人に対する適切な避難支援ができる体制を整備します。

重点事業④では、人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画の策定を進め、状況に応じた支援体制の整備も進めていきます。

(2)「防犯対策の推進」については、重点事業①、②により、障害のある人の財産を守ったり、犯罪被害を未然に防ぐ取組を推進していきます。

分野「差別の解消及び権利擁護の推進」、(1)「心のバリアフリーの推進」、重点事業①「理解促進、普及啓発事業」については、「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の普及啓発活動を通して心のバリアフリーを推進していきます。重点事業②「障害者差別解消の推進」について、現在、障害者差別解消法の見直しが国で行われており、法改正の動向等も踏まえ、差別解消を推進する取組を実施していきます。

38 ページ(2)「権利擁護の推進」については、現在、他課で成年後見に関する計画を策定している状況となり、その内容とも整合を図るため、目標数値等は「検討中」でお示ししております。

39 ページ、基本目標5「自立を支援する人づくり」、1「人材の養成・確保」、(1)「障害理解・病気理解の促進」について、重点事業①、②のとおり、教員や保育士に障害理解を深める

ための研修を実施し、障害に応じた適切な支援ができる人材を養成します。

40 ページの(2)「サービスを担う人材の養成と確保」の重点事業①については、専門的な人材を確保するため、各事業所や関係機関とも連携し、幅広い世代に障害福祉の仕事に関心を持ってもらえるよう、具体的な方法を検討・実施していくことを考えております。重点事業②では、障害者支援のボランティアの養成講座を開催し、地域で支援してくれる人を確保します。また、関連事業として障害福祉計画の成果目標(6)「相談支援体制の充実・強化等」を位置づけ、相談支援事業者の養成も推進していきます。

41 ページ(3)「障害当事者・家族への支援」では重点事業①、②を通してこちらの取組の方向性を進めていくような形で考えております。

引き続き、42 ページから第5章の「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の説明に移らせていただきます。

43 ページから 45 ページまでは、障害福祉計画、障害児福祉計画の基本的な考え方について掲載しております。

本計画は国の基本指針に即して策定する計画となりますが、その基本指針において、計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標及び目標達成に向けた定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標を定めています。

成果目標については、44 ページに記載されている7項目になります。国の目標から、地域の実情を踏まえて、令和5年度を目標年度として市の成果目標を設定していきます。

なお、東京都の計画案等はまだ確認できていないことや、今回、新たに追加された成果目標の具体的な事例が今後示されることもあり、内容としてまだ確定していないものもございますので、御承知おきください。

それでは、実際に計画の成果目標と各サービスの見込みについて説明をさせていただきます。

46 ページ、(1)「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、地域生活への移行者数と施設入所者数が指針として示されております。地域移行者数については、国の指針と同様、令和元年度末の施設入所者数の6%に当たる5人を令和5年度末までに達成するという目標となっておりますが、施設入所者数は、過去の実績等を鑑みて、令和元年度を超えない数値目標として設定しております。

続いて47 ページ、(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、国の基本指針の目標設定が都道府県に対する目標設定であり、市では算出できない数値となっております。そのため、市の成果目標としては、現行の障害福祉計画において位置づけた「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の開催回数を設定し、そこで精神障害のある方が地域で安定した生活を送るための協議を進めさせていただくことを考えております。

48 ページには、今回の国の指針で新しく追加された成果目標を達成するための活動指標がございますが、見込み量算定は現在検討中になりますので、次回の協議会でお示しさせていただきます。

続いて49 ページ、(3)「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、国の指針に沿って、平成30年度に位置づけた地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図るため、年1回、地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を図ります。

続いて 50 ページ，（４）「福祉施設から一般就労への移行等」について，国の指針では，就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は令和元年度の 1.27 倍と設定しておりますが，市では，1.4 倍で目標の設定をしております。

また，就労継続支援 A 型と B 型については，市の規模を考慮して，移行者数の母数等も小さいことから A 型，B 型事業を合わせた目標数値を算出しております。

なお，就労定着支援事業についてはまだ実績が少ないこともあるので，目標数値は現在検討中となります。

続いて 52 ページ，（５）「障害児支援の提供体制の整備等」については，国の基本指針では児童発達支援センターを 1 カ所設置するという成果目標がありますが，当市においては，先ほどもお伝えした子どもの分野の計画では令和 6 年度の目標が「設置」となっております。この目標と整合性を図るため，令和 5 年度時点では「検討」という目標設定をさせていただいております。

また，保育所等訪問支援を利用できる体制の構築や，医療的ケア児支援のための協議の場の設置については，現行の計画期間で達成済みのため，「継続」や「運用」という表現にさせていただいております。

続いて 54 ページ，55 ページ。「相談支援体制の充実・強化等」と「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については，新規で追加された成果目標であり，指針の内容をそのまま市の成果目標として掲載しているような状況ですが，今後，国から参考例等が示される予定のため，あくまで現時点での方向性となっております。

事務局：資料 56 ページからの「障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策について」御説明をさせていただきます。56 ページから 60 ページまでの実施に関する考え方及び見込み量確保のための方策，それに加えて，61 ページの第 5 期障害福祉計画における実績を踏まえまして，62 ページの第 6 期障害福祉計画の見込み量を算出しております。

なお，見込み量については各年度の末月の数字であり，例えば令和 3 年度は令和 4 年 3 月の月間見込み量ということになります。そのため，これらの見込み量は今から約 1 年半後以降の数字となりますので，新型コロナウイルス感染症の影響は考慮しておりません。

それでは 62 ページに記載のある個々のサービスの見込み量について概略を説明させていただきます。まず，訪問系サービスです。居宅介護及び重度訪問介護は，利用者数が年々伸びている状況であり，利用者の高齢化や重度化を勘案し，今後も同様に伸びると見込みました。

同行援護及び行動援護については，近年，利用者数が頭打ちの状況ではありますが，利用者の高齢化や重度化を勘案し少しずつ伸びると見込みました。

続いて，日中活動系サービスです。生活介護，就労移行支援及び就労継続支援 B 型については，利用者数が年々伸びている状況であり，事業所の整備も少しずつ進んでいることから，今後も同様に伸びると見込みました。その一方で，一般就労を目指し就労移行支援のサービスを利用する方が増えたこと等から，自立訓練は利用者数が減少傾向にあります。しかし，これ以上は減らないと見込み，若干増加していくことを見込んでおります。

就労定着支援については，平成 30 年度に開始したサービスで，実績の期間が短く，今後を見通しづらいこと，自立生活援助はこれまで利用者がおらず，精神障害者に関する活動指標との兼ね合いも含めて判断が難しいことから，どちらも見込み量を「検討中」とさせていただいております。

す。

居住系サービスについては、共同生活援助は利用者数が年々伸びている状況であり、事業所の整備も順調に進んでいることから、今後も同様に伸びると見込みました。

施設入所支援は、現状の80人を超えないことを地域生活への移行の成果目標としていることから、見込み量を80人としております。

相談支援については、実績は伸び悩んでおりますが、今後の障害福祉サービスの全体量が増え続けることから増加していくことを見込んでおります。

続いて、資料63ページからの障害児支援給付事業について御説明いたします。資料65ページの上段が第1期障害児福祉計画における実績であり、65ページの下段が第2期障害児福祉計画の見込み量となっております。児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援は、利用者数が年々伸びている状況であり、事業所の整備も順調に進んでいることから、今後も同様に伸びると見込みました。

保育所等訪問支援は、昨年度にサービスを提供する事業所が市内に開設されたことから、令和元年度までは実績はございませんでしたが、今後は少しずつ伸びると見込んでおります。

私からは最後になりますが、障害福祉サービス、障害児支援給付事業ともに見込み量の増加が見込まれるサービスが多いことから、新規事業者の参入促進を図りサービス提供体制の整備に努めてまいります。

事務局：66ページ「地域生活支援事業の見込量と確保のための方策」について簡単に御説明をさせていただきます。

66ページから70ページまでが地域生活支援事業の実施に関する考え方や見込み量確保のための方策、事業の説明を掲載させていただいております。こちらの内容等を踏まえ、72ページの地域生活支援事業の見込み量等を算定しておりますので、御説明をさせていただきます。

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、先ほどの実施計画でも御案内させていただきましたが、他課で策定予定になっている成年後見に関する計画と整合性をとるため、現在は「検討中」となっております。

必須事業の移動支援事業については、令和3年度170人、令和4年度175人、令和5年度180人で人数の増加を見込んでおります。こちらについては、移動支援のヘルパー不足や利用がなかなかできないという障害者団体からの御意見等を踏まえて、増加としております。

任意事業の日中一時支援事業についても、人数を118人、123人、128人と5人ずつ増加で見込ませていただいております。こちらは、過去の実績が伸びているため、増加見込みとしております。

大塚会長：今、計画をつくっているところではございますけれども、現時点における考え方であるとか成果ということも含めて出ているということで、委員の皆さんの御意見をお伺いして、より確かなものにしていくという作業に移りたいと思います。

私のほうは、12ページ「今後の施策推進にあたっての課題」、(1)「前回計画の振り返り」ということで、3年ごとにつくるということではありますけれども、前回の評価をきちんとしてやってくださいと。何がどこまで行って、何がどこまで行かなかったんだときちんと評価して、次の計画においては、こういう課題があったから、あるいはここまでできたから次はこれでいき

ましようかっていうところで進めていくのはいいと思うんですが、あまりそういう点は全国的にはなっていないので、国分寺市においては、ここにおいて前回の計画のことを少し振り返ってまとめて、それを生かしながら、次の計画にはこれということを書きいただいているのでいいと思います。もう少し書いてもいいかもしれませんが、よろしいかと思っています。

それからもう1つは、先ほど議論をしていただいた答申書です。これは、今までの障害者計画あるいは障害福祉計画のその途中の議論で評価するということですので、今回のものは次の計画にまさに生かされるということなので、この評価したものがどんなふう新しい計画の中に取り入れられて、こういう意見だったからこういうところを直したと、はっきりとする必要はないけれども、わかるような形というのは必要だと。諮問・答申を一体的にやる必要があるためにこれを行っているわけだから、ここで皆さんの御意見を伺ったことが次の計画に入りましたというようなことをきちんと説明したほうが行政的にはきれいな形になるかと思います。障害者計画の重点施策ってどういう関係でどこに入るかというのはなかなか難しいところです。それから、障害福祉計画の中においては、成果目標というのは先ほど議論をしたわけですから、こういうものもぜひ計画に入れていただくことが必要かなと思います。

もし、皆さんのほうで御意見がありましたら。

松友委員：第2章の9ページですけれども、(2)の「障がいのある人の人口」というところに、「障がい」とこだけ平仮名で書いてますけれども、ここだけ、わざわざ平仮名で書く理由はないんですよね。

事務局：誤植となりますので、御修正のほどお願いいたします。

松友委員：では第3章に行きます。

ちゃぶ台をひっくり返すようなことは今やりませんが、次回に向けて。やっぱりこういう議論などは、ここに書いているように、まずベーシックプリンシプル、基本理念というのが先にあって、次にストラテジー、戦略が出されて、最後にプログラム、戦術というのが出てくるんです。

つまり、そういう発想というか議論の仕方というか、プランの立て方の手順というのは日本では全然確認されていないもので。戦略を議論するのに戦術を議論したら混乱するんです。それを次回から少し整理されたらいいというのが1つ。

それで具体的に今年混乱しないようにすれば、先ほど冒頭でありましたが、基本理念については今年も間に合いますので、先ほどの文章が、言われたように、もう少しプリンシプル、いわゆる基本理念になるような格調の高さを持つべきではないかと思います。

つまり、どういうことかという、今はどういう時代で何を目指していくんだ。基本理念は100年後を論じてもいいわけです。つまり、こうあるべきだという原則。今はそうじゃない、とても言えないけれども、基本的に我々はこれを目指すんだというのが基本理念なんです。経済的にも制度的にもいろんな面で今は無理だということがあったとしても、目指すものは富士山だっということを書きちゃんと確認し合う。

2つ目の戦略では、10年あるいは30年レベルの中で全体的な大きな動きというのを確認し合う。そして、具体的にはプログラムとして、せいぜい5年なら5年の間に具体的にこういうことをやりましょう。次は、次の5年から10年でやりましょうという、いわゆるプロセスの段階性というものを示して、今、ここまで5年以内は無理だけど、10年、第2期になったらみたいな、い

いわゆる長期的な見通しというか、あるいは期待感というものを持たせる意味でも、そういう形の組み立て方が必要だと思うのです。これは、形として全体は次回でいいんですが。

それで、いわゆる基本理念で今一番大事なものは、言われているようにいわゆる医療モデルから社会モデルに障害の発想ががらりと変わっているということと、いわゆる御存じのようにインクルージョンというのが世界的な戦略、国連の戦略で打ち出されているんです。

それは、先ほど言いましたように、障害の見方を医療モデルから社会モデルに変えるとともに、支援との関係で、つまり、障害は医学モデルで、その人のどこに障害が、手が動かないかどうかということだけじゃなくて、社会の支援環境等の中でもって障害を一体的に捉えていくというこの2つが今世界的にも社会的にも常識化しているんです。それをきちんとしたプリンシプルとして掲げて、では戦略として、基本目標ということは戦略として理解してもいいんですが、「自分らしい」とか情緒的な話ばかりではなくて、もう少し戦略的な、そういうものがわかるような形を表現し、内容も書くべきではないかと感じます。

私、「自分らしい」というのは何のことか全然わかりません。わかりますか、「自分らしい」なんて。何かわかったような気になりますけれども、それは何も意味しない。もっとわかりやすい、そして具体的な形で。戦略ですから、すぐに実現しなくてももう少し大きな、大局的な流れとして、こういう形で目指していくんだということで、「基本目標」というタイトルはいいと思うんですが、その基本目標1、2、3、4、5の表現、あるいはその中身が少ししか書いてないのですが、ここをもう少し、表現と内容を文章的にも量的にも充実させる必要があるのではないかなと思うのです。これを受けていわゆる具体的な今回の企画というか計画が出てくるわけで、いわゆるベースプリンシプル、基本理念と戦略のない中でプログラムだけがぼんぼんぼんぼん出てくるのは、やはりもったいないというか、流れが立体的に見えないので、そこを整理していただければと私は思います。

大塚会長：ありがとうございます。

そのほかには御意見はいかがでしょう。

はい、宮崎委員。

宮崎委員：宮崎です。4章になるのですが、30 ページのところ、1 番の「雇用・就業」、(1)「一般就労支援の充実」ということが書かれています。その中で②「障害者雇用の促進」と書かれています。現在、雇用率が2.5%で、目標値が2.6%となっています。

一見、役割を果たしているようにも見えるのですが、市役所の中で、精神の方や知的の方の雇用がどのようになっているのかなというのが少し気になります。精神の方であれば短時間の雇用を考える必要が出てくるでしょうし、知的の方であれば補助的な業務の切り出しや環境の構造化ということが必要となってきます。肢体不自由や病弱の方であればテレワーク、そして環境の整備ということが出てきます。

そういうものが整ってきますと障害者の雇用が充実しているということが言えるのではないかなと思うのですが、この計画にはそういった気配がないのかなというのがありますので、もし可能であれば担当の部署と御検討をいただけたらなとは思っています。

大塚会長：ありがとうございます。

青柳委員さん、御意見ありますか。これだけの雇用率にしますとか、それだけの話なんだけれ

ど、それに対するきちんとした取組が裏にあるだろうというお話だったと思うんですけども、もし青柳委員さん、何かあれば。

青柳委員：市のほうも、先日も募集をかけてくれたり、いろいろ努力をさせていただいているというのは承知しております。

ですが、先ほどおっしゃっておられたように、知的障害とか発達障害の方に対応できるような仕事の切り出し等というのはこれからかなと考えています。市のほうもある程度されてきているところがございますので、今後を期待したいと思っています。

大塚会長：事業内容、取組内容で、ただ維持に務めるだけではなくて、例えば「それぞれの障害の特性に応じた就労支援に取り組めます」とか、もう少し何かいろいろあると思います。あまり細かく、知的はどうするべきだとかは言わないけれども、もう少しわかるような書き方をしたほうが取組は見えますよね。

ほかにいかがですか。伊佐委員さん、どうぞ。

伊佐副会長：伊佐です。4章の41ページになるんですけども、「重点事業」の部分で、「ピアカウンセリング」という用語について私の意見なんですけれども、ピアカウンセリングというと相談に力点を置く言葉になるかと思っています。同じような立場の人をサポートという意味では、「ピアサポート」という言葉のほうがいいのかという感じがしています。

障害者センターは、いろんな障害の方がいらっしゃいますので、ピアカウンセリング講座というのを確かにやっていたんですけども、そこに集まると、やはりどうしても精神の方が主体になってしまうんです。ですけども、やはり知的の方とかいろんな方がいらっしゃるときに、言葉によるカウンセリングとかではなくて、活動を共にすることであるとか、その人の存在自体であるとか、知的の方なりの自分の障害理解、そして相手の理解みたいになってくると、ピアサポートという言葉のほうが適正だろうということで、今、障害者センターではピアサポート活動というような言い方をしております。

ですので、ここの重点事業がそういった相談に力点を置くということであればピアカウンセリングという言葉でいいかと思うんですけども、当事者同士で理解して助け合うということに力点を置くのであれば、ピアサポートを使っただけならもっと広がりがあるのかなと思いました。

大塚会長：ありがとうございます。いろいろ言葉は歴史的な経過とかがあるので、現場の人が一番わかりやすくということで調整していただいて、この言葉を直していただければいいかと思っていますので、ピアサポートでもピアカウンセリングでもいいかな。私も、その言葉の意味、背景はわかりますけれども、適切な言葉があればとは思っていますので、どうぞよろしくお願いします。自分たちのやっていることときちんと合う言葉があればということだと思っていますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがですか。

柴田委員さん、どうぞ。

柴田委員：柴田です。幾つかあるんですが、まず22ページに相談支援専門員数の目標値が27人から30人へ3人増ということで増えてはいるのでいいとは思いますが、現実には、介護保険のケアマネージャーの配置数とかその機能、それから障害者の専門員の数とその実際に果たしている役割



を考えると、この相談支援専門員が十分機能できない状況にあつて、障害者の数に対して30人という目標で本当にいいのかと、疑問に思います。

それと、次の23ページの自立支援協議会の運営のところでは、現在は、相談支援部会と就労支援部会と精神保健福祉部会があるんですが、例えば、グループホームが市内にも増えてきて、その連携というのはとても大事です。この間、特にコロナの問題など発生しますと、お互いに連携をして協力しないと対応できないという問題があつて、これを機会にグループホームの連携を果たせるような、そういう部会の機能も考えていただけないかということが1つ。

それから、ホームヘルプサービスとか移動支援とか居宅系の部会もやっぱり必要なのではないかなと思うんですけども、その辺は検討をしていただけたらと思います。

とりあえず、この2点で御意見を伺いたい。

大塚会長：事務局ありますか。相談支援専門員の数と自立支援協議会の御意見ということなので、今の部会ではなくて、違う多様な部会も含めて。これは、自立支援協議会に設置してということが気になっていることなので、ほかのものとの連携かな。新しい部会にしろということもあるかもしれませんが、御意見があつたらどうぞ。

事務局：柴田委員から御質問があつた件についてお答えさせていただきたいと思います。まず相談支援専門員については、確かに現状として、各相談支援専門員がかなりの件数を抱えている状況でして、新規の方もすぐに相談を受けられない状況もあるということなので伺っておりますので、柴田委員の御意見を踏まえて、ここの数字をどうしていくかということについては一度検討をさせていただきたいと思います。

また、地域自立支援協議会で、グループホームですとか居宅事業所系の部会も必要なのではないかなということについては、地域自立支援協議会の中でも、部会ではないのですが、相談支援部会の作業部会として相談支援事業所連絡会ですとか、障害児通所支援事業所連絡会というような、新たな作業部会を設置しているような状況ですので、そのようなところも踏まえて、グループホームですとか居宅の事業所間での連携ですとか、市との情報共有をどういう形でやっていけばいいかということについても、こちらのほうで検討をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大塚会長：よろしいでしょうか。ほかには。

柴田委員：部会のところは、その旨をどこかに書いてもらえないでしょうか。文章で、事業概要のところかどこかに入れるか。今言われたのはとても大事な方向性だと思うんです。よろしく願いします。

事務局：はい。それでは、御意見を踏まえまして、どのような形で表現したらいいか検討させていただきます。

柴田委員：はい、お願いします。

大塚会長：ほかよろしいでしょうか。宮崎委員さん、どうぞ。

宮崎委員：宮崎です。学校に関連することなので、念のためお聞きしたいと思います。22ページのところの「教育相談事業」というところで、令和5年度の目標値が450とあるのです。この数字はどういった意図で書かれているのでしょうか。

事務局：こちらの数字につきましては、まだ検討が必要かと思っています。

加えて、39 ページの「教員研修の推進」、こちらの令和5年度の目標値につきましても、さらにここは学校指導課としても検討を進めていきたいところですので、今後、数値については変更の可能性もあるということで御認識をいただければと思います。

宮崎委員：はい、承知しました。ありがとうございました。

大塚会長：それでは、第5章の「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について御質問や御意見がありましたらどうぞ。

柴田委員さん、どうぞ。

柴田委員：その前に、前のところでちょっと聞きたいことがあるんですけども、よろしいですか。

大塚会長：はい、どうぞ。

柴田委員：27 ページの②の「障害児保育事業」のところで令和元年度の実績が書いてなかったり、次の28 ページの学童保育のところで実績がなかったりするんですけども、これは、こういう表現ではなかったのができないということなののでしょうか。市としては本当は数字が出せるのじゃないかと思うんですが。

事務局：こちらの内容については、現行計画から表現を修正させていただき、令和5年度目標値だけ記載させていただいているため、令和元年度実績も数字を確認次第、入れさせていただくよう検討しております。

柴田委員：はい、わかりました。

大塚会長：何か教え方が違ったら、説明を入れればいい。

柴田委員：それから、27 ページの一番下、「受入施設数」の5年度目標値が27園になっているのですが、全保育園数はどのくらいを見込んでいるのですか。令和5年度時点で。

事務局：令和5年度時点の全保育園の見込み数というのは、担当課にも確認をしてから、次回のときに御回答をさせていただければと思います。

柴田委員：27園という数字を入れてしまったのはどんなものですかね。前はたしか「全保育所」となっていたと思うのです。今までの計画ではね。

事務局：現行の計画では、おっしゃるとおり「全園」という表現をさせていただいておりますが、子どもの計画で掲載している事業の実施内容に合わせるところもありますので、そこについては、もう一度、全園のうち何園かも含めて確認をしてから、改めて御報告をさせていただければと思います。

柴田委員：はい、わかりました。お願いします。

大塚会長：ほかには。最後まで行きますけれど。

中西委員さん、どうぞ。

中西委員：少しぼんやりしたことなんですけど、障害が生まれたときからわかっているということではなくて、大人になってから精神疾患が出るとか、ある程度大きくなってから出てきたような場合に、そういった御本人に対する相談とかいろいろなフォローもあると思うんですけども、そういう方の親御さんですね。小さいときは障害児として育てていないんだけど、自分の子どもにいろいろな問題が出てきたというときに、一体どこに相談に行ったらどうフォローをしてもらえるのか。そういう親御さんたち、御本人ももちろんだけど、親をどうやって支援していくのかみたいなものというのはないのかということと、それがこの中のどこに位置づけられるのかという

ことが、読んだ感じではわからなかったです。

早期発見ということで、小さいころから障害がわかるような方の親に対する支援というのは書かれているんですけども、成人してからわかった、気がついた、問題が出てきたという場合に、親も含めてそれを受け入れていっている生活を考えていけないと思わなければならないと思うんですが、御本人が行かなくても親はそういった相談に乗ってもらえるのかとか、そういった問題というのは、最初の相談支援体制の充実のところに入るのかもしれないんですけども、そういったものが取り込まれるといいのではないかと思います。

大塚会長：ありがとうございます。そうですね。相談支援の事業と書かれてしまっているから、一つ一つがどこに入れられるかということはあると思いますね。あとは、41 ページの「家族への支援」というところ。

でも、大きくいえば一般的な相談あるいは家族への支援というところで言われるべきところかと思えます。きちんと書かれたほうがいいんですけども、それを個々の事業として取り上げるとかという、書き方だから、何か工夫はできるかと思えます。事務局、何か御意見あります。

事務局：今、会長がおっしゃられたように、事業として1つ設けられるかどうかというのは、難しいかと思えますが、どこかに文言として加えられるかどうかということは検討をさせていただきます。

大塚会長：そうですね。家族支援のところ、当事者や家族の支援、あるいは当事者団体ということである意味では関わるわけだから、家族も含めて当事者の方と、専門員や行政だけでなく、当事者団体が関わっていただけて理解を進めていくというところで支援するところもあるので、何か書ける方法を探していただければと思います。

事務局：はい。

大塚会長：ほかにはいかがですか。計画のところ。数値が入っていますけれども、もし御意見があれば。柴田委員さん、どうぞ。

柴田委員：28 ページの上のほうの副籍制度ですけども、毎回思うのですが、副籍希望者に対する副籍実施人数の割合が100%ですけども、実際上の副籍事業というのが非常に使いにくいという問題があって、なかなか希望が出ないという問題があるのです。

数値で100%というところとすごくうまくいっているように思うんですが、実はそうではなくて、本当は希望をしても希望を出さないという実態があるので、こういう書き方でいいのか、その辺を検討していただければ。一体、どれだけのニーズが本当にあるのか、実態を調べてもらえるとありがたいなと思います。

それから、46 ページの地域移行のところなんですけれども、やはり地域での支援が不十分で施設に入らざるを得ない状況がある。特に支援が非常に難しい方ですね。グループホームの数は増えているけれども、NPOなどでつくっているグループホームというのは、どうしてもあまり支援度の高い人は対応できませんので。

そうすると、例えば自閉症があって行動障害が激しいとか、あるいは重症心身障害の人であるとかというような方がなかなかグループホームに入れにくい。なくはないのだけれども数が少ないので。それで結局、やむを得ず入所したりすることになってしまうこともあると思いますので、地域での受け入れ体制をさらに整備する必要があると思うのです。

それから地域に移行するのも、先ほども言いましたように、国分寺へ戻るという視点ではなく

ても、今住んでいる施設の近くの地域に移行をする人の希望はまだまだあると思うのです。その辺は、もう少し積極的に取り組んでもらえないかなと思います。

その次に54ページ。相談支援体制の一番下の2行なんですけれども、助言回数とかが3年とも同じ数字が並んでいるんです。相談支援は非常に重要であって、この辺はもう少し力を入れた数字目標を出してもらえないのかなと思います。

大塚会長：今の指摘は、副籍のことと、地域移行のこと、それから相談の活動件数。何か事務局で御意見をどうぞ。

事務局：副籍制度の件についてでございます。委員がおっしゃるように、副籍希望者に対する副籍実施人数ということでこれまでもお示しをさせていただいておりますが、教育委員会のほうでできることとか、やらなければならないことはきちんと体制を整えるというところで、希望する方には必ずきちんと副籍を行っていきますよというところをここではあらわしているつもりです。

ただ、実際に希望をされない方の理由としてさまざまなものがありますので、必ずせねばならないというものではなく、やはり希望をする方の思いというところは大事にしていかなければなりません。ただ、これが指標としてここにふさわしいのかどうかというところについては、今後、事務局とまた相談をさせていただきたいと思います。

事務局：続いて、福祉施設の入所者の地域移行につきましては、46ページでは市の目標値の設定の考え方というところでの記載になりますので、今、柴田委員から御指摘いただいた御意見については、今後に活かしていきたいと思います。御意見ありがとうございました。

あと、54ページの相談支援体制の充実・強化のところ、今、活動指標の下から2番目の指導・助言回数と、一番下の支援件数についてはもう少し増やせないかということで御意見をいただいたところですが、こちらについては、基幹相談支援センターが中心となって取り組んでおりまして、過去の実績がここでは書いていないのですが、今の6回と8件というのは、過去に比べてかなり回数を増やして積極的に取り組んでいるところになりますので、これ以上の回数ができるかというところは、厳しい部分もあるかと思っておりますので、このところは検討をさせていただきたいと思います。

大塚会長：東京都の施策推進の代行をしていて、地域移行は厄介でいつもどうしようかなと思っています。

ただ、国分寺も含めて都下施設にいらっしゃる方もいるし、それから今地域で生活をしていて施設を利用したいという方がいらっしゃるかもしれませんが、少なくともなるだけとか、国分寺の市内、この周辺においてきちんと生活ができるということが大切で、家族が危機的な状況になって遠くの施設に行くとか、東北に行くとか、そういうことは極力しないように、地域の支援体制をつくっていこうということは原則だと思うんです。それがなければ、何のためにつくっているかということなので、やはり地元で生活できていくということを基本に、行政も相談も頑張って、精神も含めて、みんなで支えていこうということを思っているんです。

ほかには、中西委員。

中西委員：47ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」というところ、国の基本指針の部分なのでここで言ってもあれなんですけれども、精神障害の方が地域で暮らせるよという場合に、比較的重い精神障害の方であっても地域で暮らせるようにするためには、入院している方が退院して、もう一度入院できることが必要なんだろうと思うんです。

退院してその生活を支えるんだけれども、もし何かあったときに、崩れてきたときには、また入院できるからとりあえず安心して1回外に出てみようよと。周りの人も、親御さんとかも含めて、1回外に出してみようよと。何かあったら病院がまた引き受けるよと。その部分が実はすぐ出るために必要なのではないかと考えているのです。

ここは何か、退院したら1年のうち316日以上外にいてくれという指針になっていますけれども、これが前提だと、なかなか外に出せないと思うんです。なので、その市の目標とか中身を考える際に、ぜひ病院と地域が連携して柔軟に対応していくことで少しでも退院できるようにしていくというようなニュアンスを入れていただければいいんじゃないかと思います。

大塚会長：はい、ありがとうございます。そのとおりで、文言の中にもそういうニュアンスも含めて、セーフティーネットをつくるとか、あるいは連携しながら支えていくということで、積極的な対応チームをつくるということが必要だと思います。

御意見があれば、各団体等にもう一度持ち帰って、10月14日までに事務局をお願いいたします。

大塚会長：「その他」といたしましてチラシの説明をお願いいたします。

事務局：お手元に、カラー刷りのチラシを御用意いただければと思います。

国分寺障害者施設お仕事ネットワークの「秋のSweet&Hand Made Fair」の御案内をさせていただきたいと思います。

障害者就労施設では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で仕事の受注が減ってしまったりですとか、コロナの影響でいろんなイベント等が中止になりまして販売機会が減少することによって売り上げですとか利用者の方の工賃が減っているような状況がございます。

このようなことから、販売機会を提供するために、国分寺市と地域活性化包括連携協定を結んでいる三越伊勢丹プロパティ・デザイン様の御協力により、ミーツ国分寺で販売会を実施することになりましたので御紹介させていただきます。

まさに今、事務局がいるcocojunctionプラザの下の3階のプラタナス広場というところで、3日と4日に既に開催いたしまして、私も様子を見させていただいたのですが、売り上げも好調のようで、大変好評を得ているものになりますので、残り2日間の10日と11日、11時から16時までになりますが、皆様、そして周りの方にもぜひお声かけいただいて、ぜひ足を運んでいただければと思いますので、よろしく願います。

大塚会長：ありがとうございました。

それでは、事務局から次回開催スケジュールと連絡についてお願いいたします。

事務局：事務局です。次回の協議会の開催予定をお伝えさせていただきます。次回は、11月6日金曜日。時間は午後6時から。場所は、市役所第1、第2委員会室を予定しております。

なお、前回と今回Web会議システムを利用してWeb会議を開催しておりますが、次回の開催は、Web会議ではなく、会場に直接お越しいただく可能性もございますので御承知おきください。詳細が確定いたしましたら、開催通知を改めて送付いたしますので、よろしく願います。

大塚会長：それでは、閉会にしたいと思いますけれども、何か最後に御意見等がありましたら、何か言っておきたいことがありましたら。大丈夫ですか。

それでは、令和2年度第3回国分寺市障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。どうも、御協力ありがとうございました。

—了—